

知財部に配属になって

東京地方裁判所民事第46部 吉川 泉



1. 知財部に配属になって

私は、任官してから約5年目の裁判官である。このうち、約半分の2年半くらいの間、東京地方裁判所の知的財産部に勤務している。

発令当時、札幌地方裁判所の通常民事部に所属していた私は、次の配属先が東京地裁知的財産部と聞いて、えらく専門的で最先端の部署に配属になったように感じた。

裁判所の扱う分野は広い。民事関係だけでも、夫婦関係、雇用関係、借金、不動産の売買、交通事故、医療過誤、名誉毀損、相続等々、人の一生で生じ得るおよそすべての問題が、法治国家日本では、裁判所の扱う分野であると言っても過言ではない。これに刑事関係が加わる。裁判官になった以上は、これらのどの分野の事件を扱うことになったとしても、それは「想定内の範囲内」なのである。

知的財産部は、当時の私には、「想定外」とまでは言わないまでも、ベールに包まれた、裁判所内の別世界のような印象を与える部署であった。といっても、それは、専門技術を扱うことに対してというよりは、むしろ、審理期間の劇的な短縮が実現されていることや、調査官制度等これまで利用したことのない制度を活用する部署であるということに対してであったように思う。なにか、通常民事部にはない審理に関するノウハウを持っていない、そんな印象を受けていた。

「希望して知的財産部に来たのですか？」という質問をされることが多いが、私の場合、特に希望していたわけではなかった。しかし、ご存知のとおり、経済的にも政治的にも知的財産の重要性は増してきており、法律の世界においてもここ数年の間に知的財産の知識を身につけたいと希望する人が急増している。その上、先に記載

したとおり、通常民事部にはないものを習得できそうな部署である。私にとって、知的財産の専門部で仕事ができることは喜ばしいことであった。

2. 裁判所における知財の研鑽

東京地裁知的財産部では、特許に関する事件を扱うが、特許制度との関わりは、知財高裁ほど直接的ではない。むしろ、不法行為制度の中において、被侵害利益が特許権という、特許制度の下において創設された権利である事例を扱っている、という整理が相応しいと思う。いずれにせよ、特許を含む知的財産に対する理解が必要であることに変わりはない。これまで特許や実用新案とはほぼ無縁だった一裁判官が、どのようにして知的財産に関する知識を身につけていくのか。本稿を作成するにあたって、何を書いたらよいものか悩んでいたところ、担当者の方から、この点について書いてはどうかとのご示唆を頂いたので、ご期待に応えられるかどうかはわからないが、この点について少しお話ししようと思う。

知識の習得が最も効果的になされるのは、知的財産事件を処理していく中で問題に突き当たり、問題を解決する最善の方法は何かを見いだすために条文をにらみ、裁判例を調べ、問題に関係するあらゆる書籍・論文に当たり、こうして収集した情報を素材にして自分の頭で考えるという、その過程である。

もっとも、このような過程は知的財産事件を扱う前には経験できないものであるし、また、このような方法による知識の習得だけでは、広がりを持たせるのに時間がかかる。さらに、知的財産の知識の中には、訴訟に上がってこない問題もあり得るので、裁判所における事件処理の中で得られる知識には限界がある。

これらを補うべく、裁判所では、専門部に配属された裁判官が当該専門分野に関する認識を深められるよう、様々な研鑽メニューが用意されている。裁判所が組織的に実施する研鑽には、東京地裁知的財産部や大阪地裁知的財産部が、そこに配属になった裁判官を対象に行なうものと、最高裁判所が一般の若手裁判官を対象に行なうものがある。

まず、最高裁判所が主催する研鑽であるが、ここ数年は、裁判官に任官して3年目の若手を対象に、約1週間かけて知的財産の研鑽が行われている。知的財産の経験が豊富な裁判長、弁護士等による講義、知的財産を専門とする弁護士事務所への訪問、東京地裁の知的財産部で実際の事件にあたりながらの研鑽がその主な内容である。ちなみに、こうした研鑽は知的財産コースの他に、医療訴訟コース、税務会計コースがあり、これらのコースを選択した裁判官は、手術現場に立ち会ったり、医療システムを学んだり、簿記の知識を身につけたりする。

このように、対象者を一か所に集めて行う研鑽もあるが、裁判官は、北は北海道から南は沖縄まで、各地で職務に当たっているため、頻繁にそのような研鑽を実施することは難しい。そこで、最高裁判所は、若手の裁判官用にビデオ教材を作成して、希望者がいつでもこれを借りて勉強することができるようにしている。ちなみに、このビデオ教材は、知的財産に限らず、裁判所が扱うあらゆる分野に関して作成されているものである。また、最高裁判所が主催している研鑽というわけではないが、知的財産訴訟の裁判実務に関する書籍や論文は多い。これらを読むことも、知的財産に関する研鑽の有効な手段である。

次に、東京地裁知的財産部がそこに配属された裁判官を対象に行なう研鑽を紹介する。まずは、東京地裁知的財産部の裁判長からのオリエンテーションがある。これは、配属後間もなく、経験豊富な裁判長によって数時間かけて実施されるもので、これによって、早い段階で知的財産に関する全般的な事情を理解することができる。詳細な統計、特許訴訟制度の利用者のニーズ、これに対応すべく積み重ねられてきた裁判例、法律改正の動向、知的財産の世界におけるパワーバランス等々の全体像を教授してもらえらる。

また、東京地裁知的財産部に配属された裁判官は、約半日ほど特許庁を訪問させてもらい制度の概要について説明を受け、実際の審査過程を見学させて頂く機会を設

けてもらっている。審判部の方に担当して頂いており、審査業務部の商標課、意匠課、特許審査部をそれぞれを見学するというメニューである。私は、一昨年おじゃまさせて頂いた。普段扱う特許権、商標権、意匠権がどのように権利化されていくのか、現場を見せて頂くことでイメージが具体的になる。これも、東京地裁知的財産部に配属になった裁判官の研鑽として非常に貴重なものである。

さらに、東京地裁では、知的財産関係の英語判例輪読会、基本的な知的財産関係の書籍を読み進める読書会等の勉強会を定期的に開催している。その他にも、裁判所主催のものではないが、AIPPI、発明協会、各大学が主催する研究会、弁理士会、SOFTIC、著作権法学界等の各種団体の開催するシンポジウム等にも数多く参加させて頂いており、これらは、事件処理で当面する問題解決方法に関する情報収集としても、事件処理では当面したことのない問題に関する議論の内容を知る上でも、大変有用である。

3. 知財部の特徴：技術

私は、いわゆる文系出身の人間である。ところが、知的財産部には、扱う対象の約30%が技術的な事項であるという特徴がある（ちなみに、残りの約70%は、著作権等の文化に関わる事項、不正競争防止法等の商業的な事項、契約に関する事項等が占める）。そのせいか、知的財産部に配属になってから、ときどき、「難しい技術のことが対象で大変では？」というような質問をされることがある。

たしかに、当事者が提出してくる書面の中に、聞いたことのない単語が出てくることが多い。気の利いた当事者はその言葉の意味を書面に記載してくれるので準備書面が長くなるし、言葉の意味が書面に書かれていない場合は調べる必要があるため、いずれにせよ、通常民事訴訟に比べて書面を読むのに時間がかかる。また、通常民事訴訟においては、普通に一読すれば書面の内容が頭に入ることが多いが、知的財産事件の書面の場合は、意識的に内容を記憶するか、詳細な備忘録を作成しないと書面の内容が頭に入らないこともある。

しかし、知的財産事件をわずか2年半とはいえ経験させてもらった文系出身の人間として思うことは、少なくとも特許に関しては、技術事項も日本語の文章で記載さ

れており、そこに書かれている日本語の意味を論理的に正しく理解することによって、技術の内容もおおた理解することができるということである。もちろん特許の場合、記載されている日本語の解釈準則が決まっており、これにのっとる必要があるという意味では通常の日本語文章の読解とは異なるが、基本は日本語を論理的に解釈することではないかと思う。もちろん、それだけではない。「発明」という目に見えないものを文章にしているため、これを理解するには想像力も必要である。この日本語の論理的理解力と想像力があれば、技術的な事項もたいていは理解できるように思う。

進歩性の判断は、主張されている各技術を理解した後、さらに、それらを対比して「容易に想到し得るものかどうか」という判断をする必要があるが、そのあたりの感覚も、多くの事例を勉強し、経験していく中で培われていくものと思う。

ただ、中には、特許公報を見ただけでは理解し難い技術もある。私が経験した中でいえば、電気に関する先端技術を扱ったとき、一人で公報を読んでもよく理解できないことがあった。

そんなとき、頼りになるのが調査官や専門委員である。調査官は、東京地裁の場合、特許庁から出向して頂いている方が6名、弁理士から来ていただいている方が1名。合計7名の専門家が私たちを支えてくれている。専門委員は、知財高裁に席をおいているが、私たち地裁の裁判官はもちろんのこと、全国の専門的な事項を扱っている裁判官を支援してくれている。

先の事例の場合、担当の調査官が、回路図、電圧変化のグラフ、そのグラフとスイッチのオン・オフのタイミングとの関係等、複雑な構成を明快に整理して視覚的に分かり易く説明してくれたおかげで、その技術をクリアに理解することができた。

この事例に限らず、調査官や専門委員の知的財産事件の審理の充実、迅速化に対する貢献度は非常に高いと思う。

ちなみに、特許公報を見ただけでは理解し難い場合といても、技術的に難しいためではなく公報の記載がよくないという場合もある。このようなケースでは、調査官といえども、やはり、理解し難いとの感想を抱くようである。こんなときは、「よかった、私だけじゃないのね。」と思い、少し安心する（もちろん、こういうケースは事件の進行が難しいのでいいことではない。）

4. 知財部の特徴：スピード

その他に、知的財産事件の特徴といえば、スピードである。裁判にスピードが要求されることは、知的財産事件に限った話ではない。ただ、知的財産は、今や企業の主要な収益源であり、企業は収益を次なる事業活動の資源とすることによって活動している。収益が定まらなければ活動も定まらない。日本や世界の大手企業が当事者になることが多い知的財産事件においては、より一層、裁判所の判断にスピードが求められる度合いが強いように思われる。きっと、特許庁の方々も、日々、同じような意識を持って仕事されているのではないだろうか。

幸いなことに、知的財産事件のうち、特許、実用新案権関係の事件の多くは、通常民事訴訟に比べて、事実関係を争う余地の少ない類型であるといえる。たいていの場合、争いのない事実関係を前提とした上で、その評価について当事者で意見が異なっている、という事例である。通常の訴訟では、この事実の確定が裁判所の審理のメインになることが多いので、これは知的財産事件の特徴の一つである。

このため、知的財産事件のうち特許、実用新案権関係の多くの事件においては、事実関係についての主張の対立の審理に時間をかけることなく、侵害・非侵害等の評価を迅速に判断することが可能である。

もっとも、同じ特許・実用新案権の事例といっても職務発明事件や、口頭による契約の解釈が問題になっている事件においては、事実関係を確定する作業から始める必要があるものが多く、時間を要するものもある。そのような事例においても、判断の基になる主張や証拠資料の提出を効率的、計画的に行い、可及的速やかに判断できるよう、立法的、運用的工夫がなされているのはみなさんご存知のとおりである。

5. 若手裁判官の業務

以上、知的財産部の特徴について述べてきたが、知的財産に限らず、私のような若手の裁判官の業務一般について、少しお話ししたいと思います。

裁判官は、任官後10年を経て、ようやく判事に任命される。それまでの10年間は、判事補である。判事補は、原則として一人で裁判を担当することができず、合議体の一員として裁判することができるに留まる。もっ

とも、5年間判事補を経験すると、特例判事補といって、判事と同様の職務を担当することができるようになる。私は平成17年10月で6年目に入り特例判事補となるが、本稿を作成している段階では、未特例判事補である。

東京地裁の知的財産事件は、仮処分事件を除き、原則として全て合議体で審理する運用である。裁判所の合議体は、特許庁の合議体と同様、最も経験豊かな裁判長、中堅の右陪席、若手の左陪席という構成になるのが一般的である。

知的財産部では、各陪席裁判官に平等に主任事件が配点される。右陪席裁判官も左陪席裁判官も、主任として関与する事件と、主任ではないが合議体の一員として関与する事件を、それぞれ半々くらい担当している。裁判長は、当該部に係属する全ての事件を担当する。

主任裁判官は、事件記録を隅々まで読んで頭に入れ、問題点と当事者の主張を整理し、証拠、裁判例、様々な学説に当たって情報収集した上で、自らの意見を形成する（裁判所においては、特許庁と異なり、事実や主張について職権主義を採用していないが、法律の解釈に関しては、裁判例、学説の動向を調べる。）。主任裁判官は、このようにして整理、収集した資料を、その他の合議体の構成員に提示し、主任裁判官以外の合議体構成員は、主任裁判官の作成した資料、また、事件記録そのものに当たりながら、自らの意見を形成する。その上で、それぞれが自らの意見を持ち寄って合議するというのが基本的なスタイルである。

合議体の各人が吟味した結果、それぞれが持ち寄った結論は、同一であることが結構多い。ただ、時には、個人で吟味した結果が合議体の他の構成員と異なるということもある。その場合には、なぜ結論が異なるに至ったのかを分析し、その分かれ道となる分岐点において、いずれの選択肢を採ることが妥当なのかを合議体で誠実に議論する。結論を出すということは、当事者の少なくとも一方の主張を排斥するということである。排斥される主張であっても、当事者がそのように主張する根拠があり、それは、知的財産部の場合、たいていは法律の専門家や技術者を交えて十分に検討されているはずのものである。当事者が主張の根拠とする理由を踏まえた上で、それでも排斥するのが相当かどうかを誠意をもって検討するのが、判断権を委ねられている裁判所の責務であると思う。

このように、裁判所の審理においては、裁判長が陪席

profile

吉川 泉（よしかわ いずみ）

平成10年	司法試験合格
平成11年4月	司法研修所入所
平成12年10月	裁判官に任官、札幌地方裁判所勤務
平成14年11月	北海道電力株式会社で企業研修
平成15年4月	東京地方裁判所勤務



裁判官かを問わず、裁判官一人一人が自分の意見を述べ、各人が1票を持っている。この点は、他の省庁や民間企業にはない裁判所の特徴の一つであると言われている（この点は、合議体で審判を行う特許庁も同じかもしれない。）。私は、司法修習生の時代を含めると社会人約7年目であるが、一般の企業に就職した同年代の友人の話や、裁判所がこのような特徴を維持し続けていることは極めて貴重なことだと感じる。これは、若手であっても自分の意見に責任を持つという使命感を持ち続けているということもあるが、なにより、上に立つ先輩裁判官が若手の意見にも耳を傾けるという柔軟な姿勢を持ち合わせ、意見を述べた主体の属性にかかわらず、意見そのものが合理的かどうかという視点で意見を聞く理性的な姿勢を保ち続けていてくれるおかげだと思う。

知的財産事件も、先に述べたような技術的事項に関する理解を含め、このようにして慎重かつ誠実に議論しながら、かつ、迅速に判断されている。一つ一つの事件をこのように処理してきた結果が、今の東京地裁知的財産部なのである。私も、この2年半、陪席裁判官として、その一端を担えたことを誇りに思っている。

以上